

第三十八回国会 衆議院 運輸委員會 會議録 第十八号

昭和三十六年三月二十八日(火曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 三池 信君

理事有田 喜一君 理事生田 宏一君

理事尾関 義一君 理事川野 芳満君

理事高橋清一郎君 理事久保 三郎君

理事山口丈太郎君

伊藤 郷一君 佐々木義武君

壽原 正一君 鈴木 仙八君

關谷 勝利君 細田 吉藏君

加藤 勘十君 勝澤 芳雄君

兒玉 末男君 西宮 弘君

安平 鹿一君

出席政府委員

運輸事務官 辻 章男君

(大臣官房長)

運輸事務官 朝田 静夫君

(海運局長)

運輸事務官 吉行市太郎君

(船員局長)

運輸技官 中道 峰夫君

(港務局長)

運輸事務官 廣瀬 眞一君

(鉄道監督局長)

有線道部長

委員外の出席者

運輸技官 布施徹一郎君

(港務局長)

運輸事務官 柄内 一彦君

(航空局監理部長)

運輸事務官 有田 毅君

(氣象庁總務部長)

運輸技官 川畑 幸夫君

(氣象庁觀測部長)

日本国有鉄道参事(施設局長) 柴田 元良君

専門員 志録 一之君

三月二十八日

委員矢尾喜三郎君辞任につき、その補欠として兒玉末男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員兒玉末男君辞任につき、その補欠として矢尾喜三郎君が議長の指名で委員に選任された。

委員派遣承認申請に関する件

国内旅客船公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三号)

日本開港銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法案(内閣提出第六四号)

港務法の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)

氣象及び航空に関する件

靜岡県油比町における地すべりについて説明聴取

〇三池委員長 これより會議を開きます。

国内旅客船公団法の一部を改正する法律案、日本開港銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法案、及び港務法の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑を行ないます。質疑の通告がありますのでこれを許します。久保三郎君。

〇久保委員 この際お尋ねしたいのは、不定期船の共同輸送の問題であります。これは最近共同輸送についていかなる業界の取りきめというか、そういう対策を立てたのか、その点をさしあたりお伺いしておきます。

〇朝田政府委員 不定期船の共同輸送につきましては、私どもは数年前から不定期船のカルテルの強化というところを合理化の一環として推進して参つたのでございますが、最近におきまして、共同輸送の問題については、荷主との引き合いあるいは輸送について、種々船主側において團結を強化しなれば正常な取引ができないうことと、業界の中で相談をいたしておりますが、まだ具体的な取りきめというものが至っておりません。しかし、五品目について輸送協議会を設置いたしておりますので、そういうものを通じて、共同引き受けあるいは共同輸送というものを強化拡大していこうという気運には立ち至っておりますのでございます。

〇久保委員 共同輸送の点であります。これはさらに強化されて、日本の海運界としても効率的な輸送というところで持っていくと思うのであります。が、そういう場合に、対外的な問題というものはあまりないのかどうか、念のためにお尋ねしておきます。

〇朝田政府委員 アメリカを除きました。問題はなないと言ひ得ると思うのでございします。アメリカの問題につきましては、御承知のように、独禁法ある

いは SHIPPING・アクト——海事法と云々というもののいろいろの規制がございします。アメリカに対しては十分注意をして、こういつた態勢を固めていく必要があるかと存じますが、アメリカ関係を除きますと、ほとんど全部と言つていいほど、この問題はございしません。ことにこういつた協定行為をいたします場合には、アメリカだけでございます。それ以外の地域から輸入をいたしますものについての輸送の協定でございますから、一応アメリカについては、国内法等の関係もございします。そういう点は注意をいたす必要はございしますけれども、その他の地域についての問題については、そういう制約はございしませんので、自由にできるものと考へております。

〇久保委員 そこでそのアメリカのシップ・アメリカン政策についてであります。その後の状況はどうなつてゐるのか。日本としての状況、あるいはアメリカの状況はどうなつておりますか、これまたお伺いしたいと思ひます。

〇朝田政府委員 御承知のようにシップ・アメリカン運動につきましては、私どもは、アメリカの海運政策、そういう方向をたどるといふことにつきましては、反対をいたしておることは御承知の通りでございます。自由であるべき国際交通を阻害し、正常な通商貿易というものを阻害するおそれがある

と云々ということを理由にいたしまして、私どもは、こういつたアメリカの海運政策というものを強く非難する態度を従来からとつておるのでございます。が、シップ・アメリカン運動の現われをいたしまして、二月に ICA 物資の買付について、米船で運ばなければ ICA 資金から運賃を支払わなければならないというところが、第一の措置でございます。

その次に、具体的にシップ・アメリカン運動に関連いたしまして起こつて参りましたのは、昨年の——これは時期が前後いたしますけれども、昨年のトヨタ自動車の問題であつたことは、御承知の通りであります。その後、こういつた米国の輸出入銀行から融資を受けます物資の輸送につきまして、いわゆるアメリカ船で運ばなければならぬというふうなことに對して、私どもは非常に強く批判するという態度をとつておるのでございます。これは日本ばかりでなく、西欧諸国とも話し合ひをいたしまして、こういうような政策の是正を強く要望をいたしたい、こう考へておるのでございます。将来起こつて参ります米國輸出入銀行からの融資の物資の輸送、あるいは棉花借款の問題、その他につきましても、トヨタ自動車と同じような問題が起こりますことが予想されるのでございます。

こういつた場合におきましては、具体的なケースが起つて参りましたそのつど、外交機關を通じて強硬に申し入れをいたしたい、こういうふうに考へておるのでございます。ただいま具体

と云々

と云々

と云々

と云々

と云々

と云々

と云々

と云々

と云々

と云々

的にそういつたケースは起こって参りませんが、今後、そういうことは相当多数起こって参るものと予想されるのでございます。

○久保委員 最近、海運局長は海事法の国際会議に臨まれるのであります。その席でそういう問題を大きく取り上げる工作というか、そういう下準備はおやりになっておられますか。

○朝田政府委員 私が御許しを得て国際会議に出席していただきたいと思っておりますことは、ロンドンで開催されますIMCOの会議と引き続きブラッセルにおきまして海事法の外交会議でございますが、こういう会議には各国の海運局長といったような立場の人が全部集りますので、IMCOの正式議題として、あるいはソ連から国

旗差別待遇の問題が提案されるかもしれないというようなことが言われておりますけれども、もし正式議題にならない場合におきましても、非公式であるいは公式、非公式を通じて、そういった西諸国とも話し合い、あるいはアメリカに対して、非公式にでもこの問題について討議ができればというふうに考えております。また、そういうふうな情勢を微力ながら作っていきたいというような考えを持っていてるのでございます。

○久保委員 まず一番近い機会においての国際会議でありますので、十分アメリカの反省を求めてやってほしい、こういうふうに思います。

そこで、話は飛びますが、旅客船公団のその後の運営の状況、これは資料でいただきましたと思います。旅客船公団の事業報告書と、その中には当然記載されると思いますが、今までの旅客

船公団の実績。この計画は、当初発足當時に出ておりますが、その計画に變更がないのかどうか、そういう点も含めて資料を提出していただきたい、というふうに思います。

それからこの旅客船公団の役員、理事の数はふえましたか。

○朝田政府委員 理事長と理事二名と監事一名でございます。

○久保委員 今度は、実際は仕事の中身も大きくなるわけでありまして、これに對して理事の増員というか、そういうことは話題に上っておらなかったのではありませんか。

○朝田政府委員 今度の国内旅客船公団法の一部を改正する法律案におきまして、ただいまの点御指摘の通りでありまして、公団の業務が拡張いたしますので、その業務を円滑に実施いたしますために、理事一名を増員するのうに改正法律案の中に織り込んであるのでございます。御審議をいただきまして、ぜひそういった方向で業務をスムーズに遂行して参りたい、こう考えているわけでございます。

○久保委員 そうしますと、今回は増員にならないということではないわけですか。

○朝田政府委員 改正法案に理事一名増員するように提案をいたしているものであります。理事二名以内とありますのを三名以内、こういうふうに改正法案を提案をいたしているわけでございます。

○久保委員 そこで、さらに公団関係じゃなくて一つお伺いしたいのは、主機換装の三十六年度の計画であります。この計画の中で要求よりはる大へん減らされておるように見えておるわけ

ですが、これはこういうことで計画自体としてうまくいくのかどうか。

○朝田政府委員 主機換装につきましては、昨年も開発銀行の融資のワックといたしまして十億円を予定いたしておりました。順調にこの業務も遂行されておるのであります。三十六年度におきましても、十億円を開発銀行の融資のワックに設定をいたしまして、二年計画で主機換装を完了したいというところ、三十五年度と同様、三十六年度におきましても、十億円を計上いたしておるのであります。この二カ年で、主機換装の二カ年計画は完了する予定でございます。従って、昨年と同様の額を計上しておるわけでございます。

○久保委員 当初、政府内部での要求は、十五億要求されたものではなかったのですか。ところが、お話の通り十億というところでありまして、これを二カ年で完了するということ、これは、ちょっとわれわれには理解しがたいのであります。が、実際にそうでしょうか。

○朝田政府委員 仰せの通り、十五億円の予算要求をいたしておりました。政府内部できまりましたのは十億で、五億減っておりますが、こういうこととてございまして、その後、具体的な主機換装の希望を持っておられます船主の予定の変更、あるいはその後の工事費を具体的に当たりましたところ、十億円をもつては完了できるといふ見通しでございます。

○久保委員 そうしますと、三十六年度は九万トンでありますか。

○朝田政府委員 仰せの通りでございます。

○久保委員 そうしますと、もうこれで一応主機換装は終わる、大体これで

よろしい、こういうふうに了解しているのではありませんか。

それからもう一つは、この主機換装の場合は、オーナーが優先というふうな方針はなるわけでありませんか。いかがですか。

○朝田政府委員 最初の御質問でございますが、主機換装はこれで終わりと解釈してもいいかということにつきましては、これで終わりであるというふうに考えております。

第二の点の、主機換装はオーナーの方が優先するかどうかという御質問でございますが、この点につきましては、三十五年におきまして、どちらかといえばオーナーの方にたいして主機換装ができるように配慮いたしたことは事実でございます。私もそのあたりについては、オーナーの現在の事情からいいますと、チャーター・ベースと私どもは呼んでおるのであります。採算が、主機換装いたしますとよくなくなりますので、そういったものが企業に対して重圧を加えておるような実情は、オーナーについて特に深刻であります。で、三十六年度におきましても、三十五年と同じような方針で処理をいたしたい、こういうふうに考えておるのでございます。

○久保委員 そうしますと、やはりオーナー重点で、オペレーターは辞退していただくというのでやっていくほかはないですね。

それからもう一つついでに申し上げますが、先ほどこれで大体終わりといいことではあります。終わりといいことの説明は、あとはもうこういうのはなくて、新造でいけばいいのだというふうにとるわけですが、主機換装な

ど、そういうごく簡単な手段でやるものはなくなつてしまつたというふうには、簡単にいへば了解するのですが……。

○朝田政府委員 オペレーターに辞退をさせるかどうかという問題は、オーナーの具体的な希望と十億円のワックとの関連の問題であると思つて、むしろ、いは辞退をしていただいて、むしろ、オーナーの方にそういった先ほど申し上げましたような重圧を取り除くことができれば、よりよいというふうな判断をいたしました場合には、なるべくそういうような行政指導もやつて参りたい、こう考えるのでございます。

第二の点は、これで十分で、あとは新造でやっていくかという御質問でございます。主機換装の計画の対象になるものが、こういうことで大体完了するといふふうに考えているわけでございます。

○久保委員 そこで外航船舶の建造の利子補給の問題であります。これは三十四国会で利子補給の一部改正をしたわけでありまして、そのときに、実は開銀の方の利子補給に関する規定を廃止したわけでありまして、ところが、一年になるかならぬうちにこれを出してきた。これはお尋ねしなくてもわかるのであります。どうも海運政策というものは、大筋はあまりはっきりしないので、と云つては大へん語弊がありますが、小筋の方を実は行つたり来たりというところで、どうもよろめいてるやうに見えるわけです。むしろ、開銀の利子補給も必要とするならば、いわゆる損失補償法の一部を改正するやうなところまでいった方が至当ではないかと見られるわけです。この辺のこと

をどうお考えでありますか。

○朝田政府委員 海運政策の現段階におきまして私どもは、日本海運が外国海運と同じベースで船ができて、競争し得る態勢ということがあります。最大の眼目にいたしておるのであります。もちろんその他に、これに付随いたしまして、前提条件として、企業の自主的な合理化努力というものはあるのであります。少なくとも外国海運と日本海運と同じレベルに置くべきだということでは一本筋を通しつゝ、私どもは努力して参つておるつもりでございます。今御指摘のように、昨年の市中の利子補給及び損失補償法の改正にあつて、開銀に對する利子補給の方は削除して、再び今日こういつた臨時措置法案を提案いたしたというところはどうかという御指摘の点、まことに私どもはポイントをつかれた御質疑であると思つておりますが、御承知のように、利子補給法の昨年の改正につきましては、開銀銀行自体の措置でできるのではないかというふうな考え方でも削除いたしたのでございましてけれども、また、開銀銀行自体の判断で日本海運に對する協力を方々願つておつたのでございまして、最近御承知のように、輸出入銀行との関係もございまして、外国船が輸出船形式で、所得増進計画から将来増大いたします輸入量の輸送に對して、長期間外国船によつてある部分が独占されるというふうな事態を勘案いたしまして、金利体系その他も考え、かつまた、臨時措置といたしまして、こういつた三年間を限つて、ただいま提案をいたしておりますような改正法案を

考へる、こういうことで、市中銀行に對する利子補給法の復活において、法案の改正のときと事情も違つておりまゝするし、また、臨時的な措置であるというところにおきまして、一応臨時的な措置であるということにいたしまして、今回の改正法案を提案いたしたような次第でございまして。

○久保委員 これは三年間の時限立法でございまして、どうも三年過ぎたら大体よくならないというふうに見ておられるのかもわかりませんが、私がお聞きしたいのは、こういう政策で、いわゆる利子補給、あるいは計画造船、主權換装というふうなことで、海運界は、よく言われておりますが、再建の方途としては大体見通しがつくのかどうか、この点を一つ聞きたいのです。もうと具体的に言うならば、しろうと

のせいかわかりませんのでお尋ねするのであります。海運界の声を聞くに際して聞いていますと、どうもこの程度では焼け石に水だという論法も出るわけですが、この辺で根本的な方策を何かしなければならぬというので、産業投資会などもやつておるわけですが、今日これを全面的に了承するといふような情勢には、もちろんないと思ひます。また、大へん掘り下げて検討しなければならぬ幾つかの疑問点もありません。いずれにしても、片方ではそういふ大きな計画といふところ、再建案が天下に公表されているところ、政府自体は、どうもそれから見れば焼け石に水である。それでは海運界はだいたい立ち直つたかといふと、なるほど立ち直つてはいるが、そう大幅な立ち直りを示していないが、どうも思ひます。最近のようにシブ・アメリカンとい

うような問題が出てきたりいたしますと、これまた大へん荒波が立つてくるというところでありまして、どうも不安定で、何か不安定なところに、この程度やつておけば何とかなるだろうといふて、何とかならぬものなわけでもないでありますが、何とかならぬものなわけでは、これは焼け石に水で非常にむづかしい、これは運輸省当局として、どういふふうにお考えになつておるのですか。この点を一つ伺います。

○朝田政府委員 ただいまの御質疑は、根本的な海運再建の問題でございまして。仰せの通り、産業計画會議、あるいは海運界の要望等、ただいま御提案、御審議を願つております開銀銀行の利子補給、あるいは三國間輸送、主權換装、そういった計画造船に對する財政資金の確保といったような一連の海運対策では不十分であつて、焼け石に水だ、こういう御説であります。私も、端的に申し上げて、そういう感じがいたすのでございまして。しかし、国家財政の負担の限度なり、あるいは海運対策についてのもの考え方なりといふものについては、一挙にそこまでいくのはどうかという考えも、私どもは他面においてあるものでございまして。たびたび申し上げるようでございますが、一昨年政院、財界、各経済団体等の御意向を伺ひまして、企業努力を前提にいたしまして、こういつた利子補給というふうなことを提唱されておるのでございまして。私どもは、根本的に四年間利子を免除するとか、あるいは出世払いにするとか、元利ともになさげするといふようなことがございましてけれども、それができれば、なるほど立ち直りは早いとは思つてございまして、現実の問題として、そういうものかどうか調和していくかといふことが、私どもにとつて非常にむづかしい問題であるわけでございます。従つて、私どもは、一昨年海運造船合理化審議會の答申の線に沿つて問題を解決するように進めて参つておるのでございまして、それによりまして、なおかつ今の対策は不十分じゃないかといふ御批判は当然でございます。しかし、やはり国家財政の負担といふようなことも考え、しかも企業

の自主的努力といふことが、何として一番最初に考えなければならぬ前提条件でございまして、その点につきましては、私どもは、企業強化五カ年の計画といふものを企業それぞれから提出を願ひまして、それに対して実行を十分していただく。それに対応して政府としてもこの程度の助成をしていこう、こういうことにすることが現段階において、十分ではございませぬけれども、最小限度の政府としての措置でございます。

○久保委員 何が再建策であるかといふのは、非常に論議があると思つております。しかし、政府が今日まで提案というか、政策として持つておるのは、今提案になつて利子補給の問題、主權換装の問題、あるいは三國間輸送の問題、大ざっぱにいってこういふようなこと。あとは旅客船公団での解決方式といふか、こういうものもある。大体そのくらいなんです。それはそれなりに、それでいいのだといふことで、これ一本でいくなという確固たる方針があるならいざ知らず、それが

確固たる方針じゃない。まあまあさしたあたり仕方がないからこの程度でやつていこう、あとは成り行きにまかせようじゃないか——と言つては論議があるが、どうもそういうふうにとれる。そこらに、海運界を含めて非常な問題点があるかと私は思つております。だから、政府として、これ以下もやらぬ、これは外はやらぬ、これ以下もやらぬ、あとは一つずつ切り切るが、どうもそうでないようなんですね。だから、どうも年じゅう低迷を続けているといふのが、今日の日本の海運界の一つの問題だつたのです。私は、いずれが是非かといふ問題ではなくて、まず、政府自身の確固たる方針が——海運造船合理化審議會ですか、この答申といふのですが、この答申は三年かそこら前に出たやつでしよ。これしもうこの辺で——本来ならば予算が本院にあるうちに、基本方針として、もの考え方はこれでどうなのかといふことを発表してもらひのが実はほんとうだと思つたのですが、そういう機会もないので、お尋ねしているわけですが、これはどうなんですか。政府としては、今の政策で、とにかく私が言うように、まあ先行き見ようといふことなのか、それともできぬならば、もう少しこれをどうする。あるいはこれもむだだといふならば、これも切つていこう。どっちの方なんですか。これははっきりわからないのです。海運局長、一つ簡単に、方針はどうなんですか。

○朝田政府委員 私は、現段階におき

系列の関係であるとか、あるいはまた老年の関係であるとか、あるいはまた老年層であるか、弱年層であるか、中年層であるかというような点で、個々の面ではかなり問題は違ってくるかと考えております。従いまして、全体の数といたしましては、五千名近い数が直ちに対策の内容になるということはまずないのではなからうかと考えておりますが、具体的には、その個々の面でのこぼれにつきますので、相当こまかく対策を考えていかなければならないと考えておる次第でございます。

そこで明年度の施策といたしましては、今お話のございましたように、約百五十万円程度の新規額をこの関係の対策の規模としてやっております。その

○吉行政府委員 ただいまの關谷委員の御質問につきまして、実は所得倍増計画に關連いたしましたして、一体将来目標を達成するのに幾らの船員を確保する必要があるかという点は、目下局内で作業いたしております。まず、船腹の問題もござります。それから船腹がかりに同一であるといったししても、船型の大型化なりいろいろな面で、單位あたりの船員数が減少して参るということは見当はつくわけでございますが、それが具体的にどういふ数字で見込めるかという点も、むずかしい問題でございます。さらにまた、予備員数はどのくらいの比率を持つべきかという点も、むずかしい問題でございますして、そういうふうに三、四点非常にむずかしい問題がござりますが、できるだけこれを詰めて、一応十年先の所要船員が幾らであるか、またその職員の内容の構成がどういふふうであるかという点は、目下局内で作業いたしております。そしてそういう長期の数字をできるだけ固めまして、船員教育審議会なりあるいは船員職業安定審議会なり、そういうところへ長期の見通しを提出いたしまして、皆さんの御審議を求めて、必要な教育あるいは養成規模の拡充をやつて参りたい。目下盛んに準備いたしておる最中でございます。

○關谷委員 いつごろできますか。

○吉行政府委員 先ほど申し上げましたように、いろいろ未確定要素が多いものでございますから、一応大ざっぱな数字は数日中にできるかと思ひますが、先ほど申しましたような三、四、五、四点につきましては、これをどう見るかという点でかなり数字が変わつ

て参りますので、その点、もう少し時間をかけて詰めて参りたい、かように考えておりますから、もう少しばかりの時間的余裕をいただきたい、かように考えます。

○關谷委員 その点は、船腹がどうなるかということで非常にむずかしいこととはよくわかりますが、船腹をどう仮定した場合という一つのケースでかまいません。それで所得倍増計画の通りといったって、今までの資金計画でやれるはずがないのですから、大体このくらいはできるだろう、この場合はどのくらい船員が要るんだ、その場合のあなただけの船員局としての見直しでけっこうです。

○三池委員長 次に、気象及び航空に関する件について、調査を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。兒玉末男君。

○兒玉委員 最初、気象庁の方にお伺いしたいと思うのです。

今月の三日にも、気象庁長官に地震に關していろいろと質問いたしましたが、現在の時点においては、地震等の予測ということはほとんど不可能だ、こういう御答弁をいただいたわけでありましたけれども、二月二十七日に日向灘の地震が発生いたしましたから、特に九州地方におきましては、数回にわたり地震の発生を見られるわけでありました。その原因は、いろいろと気象庁の方にお考えがあると思うのですが、三十四年の二月十七日に霧島の新燃岳が突然爆発をいたしました、宮崎県下におきましても、十億円の損害を受けたわけでありました。気象庁においては、その後出先からどういふ報告がなされておられるのか、気象庁の見解を承りたいと思います。

○川畑説明員 ただいまのお尋ねに對してお答え申し上げます。

この三月の初めごろから、霧島山系北部地帯を中心とした地震が、非常に頻発しております。ことに三月中旬には、一日に十回以上の有感地震が発生いたしております。同地方では震度三ないし四に達したところがございます。このため山鳴りあるいは地割れ、がけくずれ、地下水の異状などが起こっております。また、温泉湧出がとまったところもあります。なお、十五日、十七日の両日には、鹿児島地方気象台は、鹿屋の航空隊にお願いをいたしまして、飛行機観測を行なっております。それによりますと、新燃岳——霧島の火山でございますが、の噴気の活動がやや強くなっていることが認められております。今後警戒を要するとされております。新燃岳は、一九五九年二月に大爆発をしております。また、本年二月二十七日には、御承知の日向灘の地震がございました。これに對しまして宮崎地方気象台では、十四日に今までの資料をまとめまして、一般の方々に対して情報を発表いたしております。その情報は、火山に登山をせよと控えられるようにというふうな情報でございます。さらに、鹿児島地方気象台も、二十日に情報を発表いたしました。同様なことを申し上げておきます。鹿児島地方気象台に所属しますところの桜島の地震観測所には、今月の三日ごろから、霧島に震源を有すると思われる地震が毎日あるいは

一、二回ずつ感じられております。大体以上のような経過をたどっております。

○兒玉委員、そこで観測部長にお伺いしたいのであります。御承知のように、霧島山系はすでに二年前に非常に活動を開始した、こういうことで、特にこの霧島山系は、宮崎県におきましては主たる農業生産の中心でございます。地域住民も、この活動に對して非常に危惧の念を持っております。同時に、最近非常に観測所が、宮崎県と阿蘇には国立の観測所があるわけでございますが、観測所の設置についてはどういふ基準があるのか、この点についてお伺いしたいと存じます。

○川畑説明員 日本における火山は非常にたくさんございまして、北海道方面にも非常に現在活動している火山がございまして、それから東北地方にも、吾妻、磐梯のような山がございまして、それから関東に参りまして、浅間とかあるいは伊豆の大島のような非常にたくさん山の山がございまして、それが一番緊急を要するかどうかというところが、判定が非常に困難でございます。できるだけ努力して整備を進めておりますけれども、まだ十分には参っておりません。

○兒玉委員 なかなか観測所の設置ということが困難であるように言われておりますが、特に阿蘇、それから桜島、こういう一連のつながりを持つ火山系でございますので、県としては、三十四年二月十七日の爆発がありましてから、緊急に県自体の費用でもって

観測の設備等を設けておるわけですが、何と申しましても、やはり中央の気象庁等が管轄する中において、このように感ずるわけでありまして、特に活動を始めました霧島の観測所設置について、気象庁としてはどういふふうな見解をお持ちか、お伺いしたいと思っております。

○有田説明員 火山、地震関係の予算措置につきましては御質問と拝承いたしました。本件につきましては、技術的には先ほど観測部長が答弁を申し上げたようなことでございまして、予算措置をいたしましては、まだ気象庁として決定したわけではございませんが、われわれ気象庁といたしましては、明年度予算にぜひかような予算を組ませていただくよう要求をいたしたいというふうに希望しております。

○兒玉委員 大体予算的な措置とすれば、どの程度の予算が要るのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○川畑説明員 火山は一つ一つ山の性格が違っていて、その出てくる震動もいろいろ違っています。従って、非常に高性能の機械を要するところもございまして、それからむしろその地震の発生しているほんとうのところ、震源位置をきめたいには、一点ではいけないのでございまして。少なくとも三点が必要でございますので、そういうことを考へに入れますと、今幾らということは私申し上げかねますが、過去に出ましたいろいろな記録をよく調べませんといふと、ちょっと金額の点などはびっくり出ないのでございまして。

○兒玉委員 今の部長の見解では、まさに無責任な答弁だと思つたのです。この前の運輸委員会における長官の答弁においては、実施に對する予算措置はできない、こういうふうなことでありますけれども、地震や火山というものは、非常に被害というものは、非常に大きいわけでございますから、積極的

な予算措置なり、あるいはそういう地震対策というものを講ずべきではないか、そういうことについて、総務部長もおいでですが、一つ御見解を承りたいと思つた。

○有田説明員 ただいま先生方からお話のございました火山関係の重要性につきましては、気象庁としては十分重点を置いておるのでございまして、今年度の実績を申し上げますと、本年度の予算要求の際には、先般のチリ地震津波対策の予算に重点を置くと思つたので、非常に残念ではあります。が、三十六年度の予算要求には、この火山関係は見送らうというふうに最終期日までずっと議論したのでござ

いますが、結局をういうことになりま
した。換言いたしますと、明年度には
ぜひこれを要求いたそうというふう
に、気象庁としては考えておるわけ
でございます。

○川野委員 ただいまの御答弁を聞き
まして、熱のないことおびたしいと
申さざるを得ないのであります。この
霧島山脈系に観測所を作ってもらいた
いという要望は、前からなされておる
わけでありまして、そこで、来年度は希
望観測として予算を要求するという話
でございますが、希望観測どころでは
ない、積極的に作るという確信で大蔵
省に予算請求をしていただくかなけれ
ば——希望観測で、できるかできぬか
知らぬがまあやろという程度の腹が
まえでは、とうてい予算の獲得は不可
能であると存じますから、三十七年度
には、ほかの方を犠牲にしてでも、こ
の観測所を絶対作るという腹で一つ臨
まれんことを、私は希望いたします。

○有田説明員 ただいまの希望観測と
いうお言葉、私そう申しましたかど
うか——希望観測ではございませ
んで、今年度予算要求の際は、非常に重
要な事項が多ございまして、特に地
震関係に重点を置きましたので、非常
に残念でございまして、予算をあまり
多額に要求いたしましたも、毎年の
例から推しまして、結果が予想されま
したので、そういうふうな見地から、本
年は火山関係は涙をのんでござい
まして、明年からは一そう資料を整備し、
非常に強い線でぜひこの火山関係の
予算を要求しよう、こういうことを申
し合せてまして、そういう意味で残念
ながら予算要求を見合わせたような次
第でございまして、ただいま先生が申さ

れましたような、そういう気持ちでやっ
たものではございまして、明年こそ
は、ぜひ仰せの通り重点をいたしたい、
こういうのが実情でございまして、そ
その点御了承いただきたくないのでござ
いまして。

○児玉委員 この前の長官の答弁で
は、こういうことがいろいろ技術的に
も不可能であるというのを言われて
おりますけれども、今の部長の答弁によ
りますと、予算上の関係でこういうよ
うな対策ができない、こういうふう
に私は判断いたすわけでありまして、全
国的な観測に立ちましても、こういう火
山等の問題は、やはり科学的な観測と
いうものは、観測所を設けない限りは
不可能じゃないか、こういうふうにか
んぜぬわけでありまして、この点は、現在
活動している火山に対する気象庁が必
要とする観測所の設置、あるいはそれ
に付帯する要員、予算措置、こういう
こと等についての資料を一つ提供して
いただきたいということ。

もう一つは、本日どうして気象庁長
官は出席できなかったのか、この点に
ついて御回答いただきたいと思いま
す。

○有田説明員 お答え申し上げます。
この火山関係並びに地震関係の予算
措置につきましては、先ほど申し上げ
ましたようなわけでございまして、先
日長官がお答えいたしました地震の予
知は非常に困難であるというふうなこ
とは、私どもの予算要求の建前、考え
方からいたしますと、学問的には長官
が申し上げましたような通りでござ
いますけれども、地震とか火山の問題
は、社会的にも影響するところは甚
大でございまして、学問的に厳密

な——学問的に予知ということに一步
でも近づくといい意味におきまして、
その前提と相なります観測と申しま
すか、そういうことを地道に資料をと
ることがぜひ必要である、そういう意
味の予算措置を、ぜひ明年こそは検討
いたしたい、こういう意味でございま
す。

それから本日長官不在でございま
すが、たまたま地震のこういふことの
業務も非常に重要でございまして、
気象庁の出先でございまして松代の地震
観測所にただいま視察に参っております
して、本日出席の点につきましては、
そういう事情でございまして、御了
承いただきたいと思えます。

○児玉委員 航空局の関係についてお
伺いしたいと存じますが、この前の日
向灘地震によりまして、宮崎の空港が
相当な損害を受けておるわけですね。
現在聞くところによりますと、使用がで
きないで、自衛隊の新田原の飛行場を
使用しているというふうなことも聞き
及んでおるわけでございますが、状況
はどうなっているか、お伺いしたい。

○橋内説明員 先般、二月二十七日発
生の日向灘地震によりまして、宮崎所
在の宮崎空港の滑走路には、相当な被
害が起きました。滑走路に地割れあ
るいは陥没等の個所が、相当多数ござ
います。しかし、幸いなことに、大き
な被害を受けましたのは、Aラン・ウ
エーと称します主たる滑走路でござ
いまして、Bラン・ウエーの方は被害が
比較的軽微でございまして、もちろん被
害はございまして、そこで、御承知のよ
うに、宮崎飛行場は、航空大学校の訓
練のために非常に重要な飛行場である
とともに、また、定期輸送の面におき

まして、現在全日本航空の飛行機が
一日二便参っておりますので、これを
どういふふうな定期を続けるかという
ことで、至急対策を検討し、また、現
地の調査もいたしまして結果、比較的
被害が少なかったBラン・ウエーをと
りあえず転用いたしましたして、そうし
て若干の手直しをして、一応Bラン・
ウエーで定期を飛ばすことができると
いう結論になりましたので、Bラン・
ウエーを今使用している状況でござ
います。しかし、元来交差したAラン・
ウエーとBラン・ウエーがともに使
えるということが必要でございまして
で、現在Bラン・ウエーの手直しとい
うことで応急的にやっておりますが、
これで決して十分であるというふう
に考えておるわけではございません。

○児玉委員 特に宮崎の場合は、昭和
二十九年の十月一日でございまして
か、航空大学と同時に飛行場としてこ
れが開校したわけでございますが、
けれども、観光の面から、また、航空
大学の訓練という意味からおきまして
も、——飛行場の種類は三種あるそう
でございまして、県といたしま
しては、費用分担等の関係もありま
して、ぜひ、この飛行場の整備もあわ
せて、第二種飛行場にしたいだき
たい、こういう強い要望がなされてお
るわけでございますが、当局の方には
どういふような要請がなされておるの
か、事情をお聞きしたいと思えます。

○橋内説明員 ただいま仰せられまし
た通り、宮崎飛行場は、大学校の訓練
の面から、先ほど御説明しました定
期飛行、あるいは最近観光上の飛行機
が非常に多くこを参っております。と申
しますのは、定期以外の臨時フライト

といたしまして、宮崎、鹿児島等の観光
のための便数かなり多いように承知
しております。従いまして、この飛行
場をよくしていくということは、航空
局といたしまして非常に熱望するこ
ろでございまして、また一方、宮崎県
あるいは宮崎県に御関係のいろいろな
方々から、ぜひこの宮崎飛行場を二種
空港に指定し、また、県当局も財
政上の負担を負う用意があるというよ
うな、非常に積極的なお話がございま
すので、航空局といたしまして、大
学校の訓練をさらに完璧に期する、あ
るいは定期の飛行機にさらに便宜を供
与するといふような観点から、二種の
空港に指定してこの整備をやってい
たい、かように現在——これはまあ航
空局限りの段階でございまして、そう
いう決意のもとに御関係方面に対して積
極的に動きたい、かように考えてお
るところでございまして。

○児玉委員 国立のただ一つの大学で
あり、また設備等も、私は出身が宮崎
でありますけれども、非常にお粗末で
あり、しかも、学校当局も相当予算要
求についても再三強い要望をしてお
るけれども、なかなか受け入れてくれ
ない、こういう苦情も聞かれておるわ
けでございますので、一つ一段の御努力
をお願いいたします。

それからさらにまた、二種指定の問題
につきまします見通しと可能性の点に
ついて、一つ当局の見解を承りたいと
思います。
○橋内説明員 二種指定の問題につ
きましては、これを手続的に申します
と、政令でもって指定するということ
で最終段階はきまるわけでございます
。従って、閣議にかけるといふこと

になるわけですが、そのい
わば推進役になりますのは航空局でござ
いますので、航空局といたしましては、熱
意をもってこれを推進するとい
うことで、運輸省内はもちろ、大蔵
省その他関係各省と十分折衝いたしま
して、政令でできるというように努力
いたしたいと思ひます。なお、これは
まだ現段階におきまして、この場所
はつきり申し上げるには至って
おりませんが、まあ私の感じといたし
ましては、努力次第によりまして、ま
た宮崎県の応援が十分期待できるなら
ば、決して見通しが暗いというよう
なことはない。要は、航空局、あるいは
宮崎県、あるいはその他関係の向きの
一致した努力いかんによつて、これが
打開できるのじやないかというふう
に観測しております。これは現段階にお
ける私の観測でございますが、それ
をお含みの上、お聞き取り願ひたいと思
ひます。

○兒玉委員 それでは、県当局として
も、早急にこれの実現については全面
的な協力をさせるようにいたしたいと
思ひますので、特に当局の一そのの御
努力を要望いたしまして、質問を終わ
りたいと思ひます。

○三池委員長 この際、静岡県由比町
における地すべりに関して、政府より
発言を求められておりますので、これ
を許します。廣瀬国鉄部長。

○廣瀬政府委員 去る三月の十四日に
発生いたしました由比町の西方の寺尾
山の地すべりにつきましては、十七
日、この委員会で山口委員から緊急質
問がございまして、政府で至急対策を

立てたかどうかという御要望がござい
ました。運輸省といたしましては、事
態が悪化した場合には、わが国の一番
重要な幹線でございます、国鉄の東海
道本線並びに国道の一号線の交通に重
大な支障を与えまして、これは非常に
重大なことになるということで、二十
二日の閣議におきまして、運輸大臣か
ら事態の経過報告を行ないますととも
に、早急に政府においても対策を立て
たいという提案をいたしました。その
結果、閣議におきまして、現地に総合
対策本部を設ける。中央に関係関係の
連絡会議を設けて、情報を交換す
るとともに、総合対策を検討するとい
うことを決定いたしました。

第一回の関係関係会議は、同日の閣
議のあとに引き続きまして開催いた
しまして、農林、建設、運輸、科学技
術、防衛、郵政関係各大臣が出席をい
たしまして、協議をいたしました結
果、応急対策といたしましては、地す
べり個所の水路をあげる。それから流
出土砂を処理するということをとりあ
えずやつて、必要のある場合には予備
費を支出する。なお、具体的な事項に
つきましては、それぞれ関係事務当局
に対策を検討させるということと、と
りあえず決定いたしました。第二回の
関係関係会議は、二十三日、今申し上
げましたほかに自治省も加わりまし
て、建設省の土木研究所、東京農業大
学の権威者の調査結果に基づきまし
て、まず応急対策といたしまして、さ
しあたりすべり落ちました土砂の次の
降雨による土石の流出の防止を重点と
いたしまして、埋没いたしました流
路の排土、流路を蛇かご等によりまし
て保持して排水をはかる、中央の山腹

面にボーリングによる排水を行なう、
それから旧国道の上部における中の
沢、寺尾沢を結ぶ線に防壁を作る、
そういう工事を早急に開始をいたし
まして、工事に要する費用は緊急治山
事業費をもつて充てる。また、工事の
指導監督等のために林野庁から責任者
を現地に派遣して常駐させるというよ
うなことを、応急対策としてきめまし
て、なお、恒久対策といたしましては
は、応急対策の実施と並行いたしま
して、山腹における不安定な堆積土砂
の排除をやる、湧水並びに地下水の回
排水と恒久的な流路の築設を行なう、農
地——この辺は主としてミカン畑、ビ
ワ畑等でございまして、この農地の復
旧と整備等につきまして、恒久的な対
策を決定いたしました。引き続き工事
を施行することを決定いたしました。

なお、応急対策、恒久対策の総合的
な運用を期するために、明二十九日
に、科学技術庁の長官を団長といたし
ます現地調査団を派遣することに
なりました。関係者の参加は、建設省、農
林省、運輸省、自治省、郵政省その他
でございます。運輸省といたしまして
は、関係各省庁、国鉄と緊密に連絡を
いたしまして、非常の場合には輸送対
策を考へるというようなことを検討し
ております。

以上、非常に簡単でございますが、
現在まで政府のとりました措置につ
きまして、御報告を申し上げます。

○三池委員長 なお、この際お諮りい
たします。

先般の静岡県由比町における地すべ
りによる国鉄関係の被害対策と、その

他実情を調査するため、委員を現地に
派遣いたす必要が生じた場合にお
いては、派遣人員、派遣の期間など、
すべてその承認申請の手続を委員長に
御一任お願いいたしたいと存じま
す。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三池委員長 御異議なしと認め、さ
よう取り扱います。

次会は、来たる三十日、木曜日、午
前十時より理事会、午前十時三十分よ
り委員会を開会することとし、本日は
これにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

運輸委員会議録第十一号中正誤

ページ	行	誤	正
一	一	末二谷川寛君	谷川寛三君
六	三	の政財融資	財政融資
七	三	こと	ことで
二	五	二動力機	動力費